

佐野市町会消火設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町会（佐野市町会設置規則（平成17年佐野市規則第7号）別表に定める町会をいう。以下同じ。）が初期消火及び自主防災体制の充実を図るため交付する佐野市町会消火設備設置補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象消火設備)

第2条 補助の対象となる消火設備（以下「設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 消防用ホース
- (2) ホース格納箱
- (3) 管そう
- (4) 開栓器
- (5) 消火栓蓋開閉器
- (6) ホースパッキン

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、設備を設置しようとする町会とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、設備の購入及び設置に要する費用の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、予算の範囲内においてこれを交付する。ただし、6万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町会消火設備設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 消火設備設置計画書（別記様式第2号）
- (2) 設置箇所図

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは町会消火設備設置補助金交付決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは町会消火設備設置補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。（様式省略）

(申請内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、町会消火設備設置補助金交付変更申請書(別記様式第5号)に変更内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、承認するときは町会消火設備設置補助金交付変更承認通知書(別記様式第6号)により、承認しないときは町会消火設備設置補助金交付変更不承認通知書(別記様式第7号)により申請者に通知する。

3 補助対象者は、設備の設置を取りやめようとするときは、町会消火設備設置中止届出書(別記様式第8号)により市長に届け出なければならない。(様式省略)

4 市長は、第1項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、設備の設置が完了したときは、町会消火設備設置補助金実績報告書(別記様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設備の設置に要した費用の領収書の写し

(2) 設置した設備の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、町会消火設備設置補助金交付請求書(別記様式第10号)に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(維持管理の義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、消火設備の機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年 4月 1日から施行する。